

平成 29 年建築設備士試験の案内

平成 29 年 2 月
公益財団法人 建築技術教育普及センター

建築設備士試験(登録学科試験及び登録設計製図試験)は、建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた公益財団法人建築技術教育普及センターが実施しているものです。

建築設備士制度は、建築設備の高度化、複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計及び工事監理においてもこれに的確に対応するために、昭和 58 年 5 月、建築士法の改正時に創設されました。

建築設備士は、建築士法第 2 条第 5 項において、その名称と定義が規定されています。

また、同法第 18 条第 4 項においては、建築士が延べ面積 2,000 m²を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合には、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないとされ、第 20 条第 5 項においては、建築士が、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならないとされています。

建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者として位置付けられています。

1. 受験資格

下記の区分のいずれかに該当する方は受験資格があります。

区分	条件	学 歴 、 資 格 等		建築設備に関する 実務経験年数	
		最 終 卒 業 学 校 又 は 資 格	課 程		
学 歴 + 実 務	(一)	大学(新制大学、旧制大学)		卒業後 2 年以上	
	(二)	短期大学、高等専門学校、旧専門学校		4 年以上	
	(三)	高等学校、旧中等学校		6 年以上	
	(四)	イ	専修学校(専門課程) (修業年限が 4 年以上、かつ、120 単位以上を修了した者に限る。)		2 年以上
		ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が 2 年以上、かつ、60 単位以上を修了した者に限る。)		4 年以上
		ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)		6 年以上
	(五)	イ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (総合課程、応用課程又は長期課程)		2 年以上
		ロ	職業訓練大学校(長期指導員訓練課程又は長期課程)		
	(六)	イ	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業 能力開発短期大学校 (特定専門課程又は専門課程)		4 年以上
		ロ	職業訓練短期大学校 (特別高等訓練課程、専門訓練課程又は専門課程)		
(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力開発 促進センター又は障害者職業能力開発校 (普通課程)		修了後 6 年以上	
	ロ	高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短期大学 校を除く。)(高等訓練課程、普通訓練課程又は普通課程)			
資 格 + 実 務	(八)	イ	一級建築士	2 年以上 資格取得の前後 を問わず、通算 の実務経験年数	
		ロ	一級電気工事施工管理技士		
		ハ	一級管工事施工管理技士		
		ニ	空気調和・衛生工学会設備士		
		ホ	第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者		
実務のみ	(九)	建築設備に関する実務の経験のみの者		9 年以上	
—	(十)	区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者			

(1) 受験資格に関する学校の課程について

① 認められている課程

建築(学)(工学)科、建築設備(学)(工学)科、設備工業科、設備システム科、建築設計科、建築設備設計科、建設(学)(工学)科[建築(学)コースに限る]、機械(学)(工学)科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、動力機械工学科、機械システム工学科、機械(・)電気工学科、電気(学)(工学)科、電子(学)(工学)科、電気(・)電子工学科、電気システム工学科、電子システム工学科、電気電子システム工学科、電気(・)機械工学科、電子(・)機械工学科、電気通信工学科、電子通信工学科、通信工学科
(「建築第 2 学科」等の第 2 学科を含む)

② 個々に認める課程

上記①の認められている課程と 1 文字でも違う課程については、申込者ごとに提出された成績証明書又は単位取得証明書により、一定の科目を履修していることが確認できたものを認めます。[建築都市学科、環境システム工学科、電気電子情報工学科等の学科についても、成績証明書又は単位取得証明書の提出が必要になります。]

(2) 建築設備に関する実務経験について

実務経験として認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・設計事務所、設備工事会社、建設会社、維持管理会社等での建築設備の設計・工事監理（その補助を含む）、施工管理、積算、維持管理（保全、改修を伴うものに限る）の業務 ・官公庁での建築設備の行政、営繕業務 ・大学、工業高校等での建築設備の教育 ・大学院、研究所等での建築設備の研究（研究テーマの明示を必要とします） ・設備機器製造会社等での建築設備システムの設計業務
実務経験として認められないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の設計・工事監理、施工管理等を行っていたが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていなかった場合 ・単なる作業員としての建築設備に関する業務（設計図書のトレース、計器類の監視・記録、機器類の運転、その他工事施工における単純労働等）

2. 試験のスケジュール

(1) 試験日及び時間割

試験の区分	試験日	時間割	
「第一次試験」 (学 科)	6月18日(日)	9:45~10:00(15分)	注意事項等説明
		10:00~13:00(3時間)	建築一般知識、建築法規
		13:00~14:00(1時間)	休 憩
		14:00~14:10(10分)	注意事項等説明
		14:10~17:10(3時間)	建築設備
「第二次試験」 (設計製図)	8月20日(日)	10:45~11:00(15分)	注意事項等説明
		11:00~16:30(5時間30分)	建築設備基本計画、建築設備基本設計製図

※ 平成28年の試験の「第一次試験」(学科)に合格している場合、本人からの申請により平成29年の試験の「第一次試験」(学科)が免除されます。

(2) 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、福岡市及び沖縄県※

※ 沖縄県については、「第一次試験」(学科)のみ実施します。また、沖縄県で「第一次試験」(学科)を受けた受験者については、原則として、「第二次試験」(設計製図)の試験地を福岡市とします。

(3) 合格者の発表

「第一次試験」(学科)……平成29年7月27日(木)頃

「第二次試験」(設計製図)…平成29年10月26日(木)頃

3. 受験申込書の受付等

(1) 受験申込関係書類(受験申込書一式、受験総合案内書等のセット)の頒布

- ① 頒布期間 平成29年2月27日(月)~3月31日(金) (ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)
- ② 頒布時間 午前9時30分~午後4時30分(ただし、3月31日については午後3時まで。)
- ③ 頒布場所 別表(4頁)参照 ※郵送希望を含む。
- ④ 頒布価格 1セット 1,080円(本体1,000円)

(2) 受験申込書の受付

- ① 受付期間 平成29年3月6日(月)~3月31日(金) ※「第一次試験」(学科)免除の場合も同様
- ② 受付場所 (公財)建築技術教育普及センター 本部
- ③ 申込方法 上記②の受付場所へ簡易書留による郵送(締切日の消印のあるものまで有効)

(3) 受験手数料 35,640円(うち消費税額2,640円)

4. 受験申込に必要な書類

(1) 受験申込書— I・II(所定の用紙)

(2) 写 真(縦4.5cm、横3.5cm×2枚)

(3) 受験資格を証明する書類

① 「第一次試験」(学科)から受験する場合

受験資格の区分	必要な受験資格を証明する書類
学歴+実務による受験	認められている課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可) 個々に認める課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可)及び成績証明書又は単位取得証明書
資格+実務による受験	各資格の証明書等の写し〔一級建築士(免許証)、一級電気工事・管工事施工管理技士(検定合格証明書)、第1種・第2種・第3種電気主任技術者(免状)] ただし、空気調和・衛生工学会設備士については、「設備士資格検定試験合格証明書」(「空調部門」又は「衛生部門」のいずれか一つ)が必要です。
実務のみによる受験	証明書等は必要ありません。

※ 平成28年以前に受験した場合、平成28年以前の受験票の提出により上記の証明書等は省略できます。

② 「第二次試験」(設計製図)から受験する場合

平成28年建築設備士試験「第一次試験」(学科)合格証書の写し

(4) 受験特別措置に関する書類

身体に障がいがあるため、受験に際し、特に何らかの措置(座席の配慮、試験時間の延長等)を希望される方は、障がいの程度を証明する書類等が必要となりますので、当センター本部にお問い合わせ下さい。

受験申込において、虚偽の申請等の不正行為が発覚した場合、合格の取消し(合格していた場合)、その他一定期間の受験禁止等の処分が行われますので、不正行為は絶対に行わないでください。

〈 建築設備士の活用等の状況 〉

■ 建築士試験の受験資格

「建築設備士」は、二級建築士については実務経験なしで、一級建築士については4年以上の実務経験を有することで、受験資格が付与されます。

■ 設備設計一級建築士講習の受講資格

- ① 講習の受講資格となる実務経験について、「建築設備士」として建築設備の設計・工事監理の際に建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った当該業務も実務経験と認められます。
- ② 講習の講義及び修了考査において、「建築設備士」は、「建築設備に関する科目」が免除されます。

■ 登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習の受講資格等

「建築設備士」は、登録建築設備検査員講習については受講資格が付与されるとともに受講科目のうち「建築設備定期検査制度総論」や「建築学概論」をはじめとする8科目が免除され、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習については受講科目のうち「建築学概論」が免除されます。

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(略称「建築物省エネ法」)関係

「建築設備士」は、建築物省エネ法に基づく登録適合性判定員講習について、受講資格が付与されます。
[注：該当法令未施行(H27.7.8から2年以内施行)]

■ 建築士法関係

建築士事務所の開設者が設計受託契約・工事監理受託契約を締結しようとするとき又は締結したときに交付すべき書面に記載する事項として、業務に従事する「建築設備士」の氏名が規定されています。

■ 建築基準法関係

- ① 東京都及び大阪府においては、行政指導により、「建築設備士」の記入欄が設けられている「建築設備工事監理(状況)報告書」を工事完了時まで提出することとされています。
- ② 「確認申請書」、「完了検査申請書」及び「中間検査申請書」において、建築士が建築設備の設計・工事監理の際に意見を聴いた「建築設備士」の記入欄が設けられています。

■ 建設業法関係

「建築設備士」は所定の実務経験(1年以上)を有することにより、電気工事業、管工事業のそれぞれについて、次の①～③の事項の対象となる資格となっています。

- ① 一般建設業の許可の基準における専任技術者(営業所ごとに必置の専任の技術者)
- ② 主任技術者(工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)
- ③ 経営事項審査の技術力評価における評点各1点の付与

■ 消防法関係

「建築設備士」は、防火対象物点検資格者講習について、5年以上の実務経験を有する場合、受講資格が付与されます。

■ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(略称「グリーン購入法」)関係

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の中で、国、独立行政法人等が、「省エネルギー診断」の調達を実施する際の判断基準となる技術資格の一つに「建築設備士」が定められています。

■ 公共建築設計者情報システムにおける活用

(一社)公共建築協会の公共建築設計者情報システムは、建築設計業務(意匠・構造・設備等設計業務)及び公共住宅等の団地計画等を行う設計事務所等の情報をデータベース化し、国土交通省・地方公共団体等の公共発注機関でその情報を利用し、円滑、かつ、公正な受託者選定を支援するシステムです。このシステムの専門別人数等の情報において、「建築設備士」の人数等を入力することとされています。

■ 建設コンサルタント業務競争参加資格審査における活用

- ① 国土交通省(旧建設省分)測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査において、建築関係建設コンサルタント業務の審査対象となる資格として「建築設備士」が掲げられており、有資格者数の点数算定では一級建築士と同様に5点が付与されています。
- ② その他の機関の申請書においても、「建築設備士(旧建設省告示名称:建築設備資格者)」の人数を記入する欄が設けられているものがあります。

■ E S C O事業における活用

行政機関等において「E S C O事業」を導入するに当たり、設計役割を担う応募者の有すべき資格の一つとして「建築設備士」を定めた実績があります。

公益財団法人 建築技術教育普及センター

本部・支部名	〒	所 在 地	電 話
本 部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル 03(6261)3310
北 海 道 支 部	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル 011(221)3150
東 北 支 部	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48	宮城県建設産業会館 022(223)3245
関 東 支 部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル 03(6261)3318
東 海 北 陸 支 部	460-0008	名古屋市中区栄4-3-26	昭和ビル 052(261)6816
近 畿 支 部	540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31	OMM 06(6942)2214
中 国 四 国 支 部	730-0051	広島市中区大手町2-11-15	新大手町ビル 082(245)8055
九 州 支 部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-9-1	東福第2ビル 092(471)6310

インターネットホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)で制度案内、受験・資格に関する情報を提供しています。

平成 29 年建築設備士試験の受験申込関係書類頒布場所

(3 頁の(公財)建築技術教育普及センター各支部の他、下記の場所で頒布されます。)

都道府県	頒布場所	電 話	所 在 地
北海道	(一社)北海道建設技術者協会	011(271)2932	札幌市中央区北 1 条東 3-1-1
青岩	(一社)北海道建設技術者協会	011(621)4106	札幌市中央区北 4 条西 19-1-1
森手	(一社)北海道建設技術者協会	011(219)1090	札幌市中央区南 2 条東 3-10-7
宮城	(一社)北海道建設技術者協会	017(734)3368	札幌市東区南 4 条 4-3-16
秋田	(一社)北海道建設技術者協会	019(656)3255	札幌市東区南 4 条 4-3-16
山形	(一社)北海道建設技術者協会	019(651)9029	札幌市東区南 4 条 4-3-16
福島	(一社)北海道建設技術者協会	019(651)5399	札幌市東区南 4 条 4-3-16
茨城	(一社)北海道建設技術者協会	022(225)0520	札幌市東区南 4 条 4-3-16
栃木	(一社)北海道建設技術者協会	022(239)6711	札幌市東区南 4 条 4-3-16
群馬	(一社)北海道建設技術者協会	018(893)4345	札幌市東区南 4 条 4-3-16
埼玉	(一社)北海道建設技術者協会	018(824)7761	札幌市東区南 4 条 4-3-16
千葉	(一社)北海道建設技術者協会	018(835)5151	札幌市東区南 4 条 4-3-16
東京	(一社)北海道建設技術者協会	018(863)7156	札幌市東区南 4 条 4-3-16
神奈川	(一社)北海道建設技術者協会	023(645)4301	札幌市東区南 4 条 4-3-16
山梨	(一社)北海道建設技術者協会	023(641)6465	札幌市東区南 4 条 4-3-16
長野	(一社)北海道建設技術者協会	024(533)6226	札幌市東区南 4 条 4-3-16
新潟	(一社)北海道建設技術者協会	024(524)2036	札幌市東区南 4 条 4-3-16
富山	(一社)北海道建設技術者協会	024(525)5830	札幌市東区南 4 条 4-3-16
石川	(一社)北海道建設技術者協会	029(305)7301	札幌市東区南 4 条 4-3-16
福井	(一社)北海道建設技術者協会	029(240)5617	札幌市東区南 4 条 4-3-16
滋賀	(一社)北海道建設技術者協会	029(243)8844	札幌市東区南 4 条 4-3-16
京都	(一社)北海道建設技術者協会	028(639)3383	札幌市東区南 4 条 4-3-16
大阪	(一社)北海道建設技術者協会	028(683)5600	札幌市東区南 4 条 4-3-16
兵庫	(一社)北海道建設技術者協会	028(666)8591	札幌市東区南 4 条 4-3-16
奈良	(一社)北海道建設技術者協会	027(221)9062	札幌市東区南 4 条 4-3-16
和歌山	(一社)北海道建設技術者協会	027(251)0332	札幌市東区南 4 条 4-3-16
鳥取	(一社)北海道建設技術者協会	048(864)0385	札幌市東区南 4 条 4-3-16
徳島	(一社)北海道建設技術者協会	048(855)4111	札幌市東区南 4 条 4-3-16
香川	(一社)北海道建設技術者協会	048(864)1429	札幌市東区南 4 条 4-3-16
愛媛	(一社)北海道建設技術者協会	043(246)7381	札幌市東区南 4 条 4-3-16
高松	(一社)北海道建設技術者協会	043(246)7395	札幌市東区南 4 条 4-3-16
福岡	(一社)北海道建設技術者協会	03(5408)0063	札幌市東区南 4 条 4-3-16
佐賀	(一社)北海道建設技術者協会	03(3553)6711	札幌市東区南 4 条 4-3-16
熊本	(一社)北海道建設技術者協会	03(5276)1381	札幌市東区南 4 条 4-3-16
大分	(一社)北海道建設技術者協会	03(6447)0595	札幌市東区南 4 条 4-3-16
宮崎	(一社)北海道建設技術者協会	045(651)4271	札幌市東区南 4 条 4-3-16
鹿児島	(一社)北海道建設技術者協会	045(201)9536	札幌市東区南 4 条 4-3-16
沖縄	(一社)北海道建設技術者協会	055(232)4144	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		055(251)7025	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		026(234)3528	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		026(226)3778	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		025(232)8080	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		025(265)8668	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		025(231)5330	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		054(281)7158	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		054(286)2338	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		052(242)1753	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		052(253)7837	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		058(264)1524	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		058(246)2262	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		058(233)5301	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		059(353)7065	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		059(228)6130	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		059(232)1290	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		076(431)9229	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		076(422)8800	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		076(481)6100	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		076(243)5121	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0776(27)5388	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0776(54)1301	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0776(35)1544	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		077(543)4588	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		075(314)3319	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		075(771)7281	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		06(6312)1895	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		06(6271)0175	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		06(6245)9487	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		078(222)0365	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		078(862)1036	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0742(33)2881	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		073(451)5614	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0857(24)9213	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0857(26)9355	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0852(26)0459	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0852(24)5018	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0853(24)0490	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		086(244)4838	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		086(222)4311	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		082(244)1770	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		082(232)7940	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		083(973)8886	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		083(922)5963	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		088(622)8241	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		088(653)1677	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		087(863)4130	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		089(931)5598	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		089(945)8130	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		088(833)0559	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		092(521)6475	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		092(781)3066	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		092(713)5188	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0952(32)3100	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		095(824)1011	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		095(848)5704	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		096(383)0215	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		096(382)5400	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		097(551)1637	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0985(71)6603	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0985(20)1359	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		099(257)8777	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		099(284)1212	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		098(870)5500	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		060-0031	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		060-0004	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		060-0052	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		030-0802	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		020-0051	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		020-0016	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		020-0876	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0980-0804	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0983-0034	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		010-0951	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		010-0956	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		010-0877	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		010-0951	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0990-8836	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0990-0003	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0960-8114	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0960-8021	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0960-8111	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0310-0852	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0311-1125	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0310-0852	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0321-0933	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0321-0905	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0321-0905	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0371-0026	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0371-0847	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0336-0031	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0338-0002	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0330-0063	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0260-0024	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0260-0024	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		105-0004	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		104-0041	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		101-0061	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		107-0051	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		231-0033	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		231-0002	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		400-0851	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		400-0075	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		380-0815	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		380-0936	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		951-8131	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		951-8131	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		422-8066	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		422-8066	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		460-0011	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		460-0003	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		500-8408	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		500-8156	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		502-0847	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		510-0095	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		514-0011	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		514-0116	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		930-0881	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		939-8064	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		939-8571	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		921-8043	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		910-0854	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		918-8204	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		918-8013	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		520-2141	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		615-0042	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		606-8344	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		530-0047	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		541-0052	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		542-0083	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		651-0094	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		651-0083	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		630-8001	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		640-8412	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		680-0804	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		680-0801	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		690-0884	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		690-0826	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		693-0033	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		700-0953	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		700-0921	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		730-0051	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		730-0844	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		754-0002	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		753-0814	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		770-0941	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		770-0847	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		760-0018	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		790-0002	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		790-0066	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		780-8031	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		810-0014	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		810-0041	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		810-0001	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		849-0933	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		850-0026	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		852-8155	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		862-0936	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		862-0956	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		870-0906	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		880-0843	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		880-0014	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		890-0062	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		890-0045	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		901-2101	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		060-0031	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		060-0004	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		060-0052	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		030-0802	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		020-0051	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		020-0016	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		020-0876	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0980-0804	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		0983-0034	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		010-0951	札幌市東区南 4 条 4-3-16
		010-095	